

奈良県立大学附属高等学校の管理運営に関する規程

目次

- 第1章 総則（第1条－第7条）
- 第2章 学年、学期及び休業日（第8条－第11条）
- 第3章 教育課程及び教科用図書（第12条－第19条）
- 第4章 生徒（第20条－第31条）
- 第5章 授業料等（第32条－第34条）
- 第6章 職員（第35条－第42条）
- 第7章 学校評議員及び学校評価（第43条－第44条）
- 第8章 施設及び設備等の管理（第45条－第51条）
- 第9章 大学との協力（第52条）
- 第10章 校則及び補則（第53条－第54条）
- 附 則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、公立大学法人奈良県立大学定款第24条の2に規定する奈良県立大学附属高等学校（以下「附属高校」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定める。

（位置並びに課程及び学科）

第2条 附属高校の位置並びに課程及び学科は、次の表のとおりとする。

| 位置 | 課程 | 学科 |
|----------------|-----|-----|
| 奈良市六条西三丁目24番1号 | 全日制 | 探究科 |

（入学定員及び収容定員）

第3条 附属高校の生徒の入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。

| 入学定員 | 収容定員 |
|------|------|
| 200人 | 600人 |

（修業年限）

第4条 附属高校の修業年限は、3年とする。

（通学区域）

第5条 附属高校の通学区域は、奈良県全域とする。

（卒業証書）

第6条 附属高校の卒業証書は、第1号様式とする。

（備付表簿）

第7条 附属高校には、以下の表簿を備え付けなければならない。

- (1) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「省令」という。）第28条第1項第1号から第7号までに規定する表簿

- (2) 学校沿革誌及び学校要覧
- (3) 卒業証書台帳及びほう賞簿
- (4) 調査統計表綴
- (5) 諸届、願出書綴
- (6) 出張命令簿
- (7) 教育計画書
- (8) その他校長が必要と認めた表簿

2 前項第1号の表簿は省令第28条第2項に規定する期間、第2号及び第3号の表簿は永年、その他の表簿は5年間保存しなければならない。

第2章 学年、学期及び休業日

(学年)

第8条 附属高校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第9条 附属高校の学期は、次のとおりとする。

- 前期 4月1日から9月30日まで
- 後期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第10条 附属高校の授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 学校創立記念日
- (4) 夏季休業日 8月1日から9月7日まで
- (5) 冬季休業日 12月24日から翌年1月6日まで
- (6) 春季休業日 3月21日から4月7日まで
- (7) 前各号に定めるもののほか、校長が教育上特に必要と認める日

- 2 校長は、教育上の必要のため前項第4号から第6号までの規定により難しいときは、その期日を変更し、又はそれぞれの休業日を通算した日数を超えない範囲内において休業日の期間を変更することができる。
- 3 校長は、教育上の必要があり、かつ、やむを得ない事由があるときは、休業日に授業を行い、授業日を休業日とすることができる。
- 4 校長は、第1項第7号の場合においては第2号様式により、第2項の場合においては第3号様式により、前項の場合においては第4号様式により、あらかじめ学長に届け出なければならない。

(臨時休業)

第11条 校長は、非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことができる。

- 2 校長は、前項の規定に該当するときは、第5号様式により、速やかに学長に報告しなければならない。
- 3 校長は、第1項の規定によるほか臨時に授業を行わない日において必要があると認める時は、別に定めるところにより、在宅教育（生徒が在宅を基本として学習目標の達成を目指すための教育をいう。）を実施することができる。

第3章 教育課程及び教科用図書

(教育課程等)

第12条 校長は、翌年度において実施する教育課程を学習指導要領その他関係例規に基づき編成し、あらかじめ学長に届け出なければならない。

2 校長は、次の各号に掲げる事項について、学年当初に学長に報告しなければならない。

- (1) 学校経営の重点
- (2) 教科指導及び生徒指導（特別教育活動を含む。）の重点
- (3) 健康管理に関する指導の重点
- (4) 校務分掌組織及びその分掌

(各教科以外の教育活動)

第13条 校長は、ホームルーム、生徒会等の組織を定め、その指導教員を指名して特別活動等の指導に努めなければならない。

(学校行事等)

第14条 附属高校における教育活動としての宿泊を要するもの、その他特別な行事を行うときは、第6号様式により、あらかじめ学長に届け出なければならない。

(教科書等の選定)

第15条 附属高校において使用する文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学大臣において著作権を有する教科用図書（以下「教科書」という。）及び学校教育法（以下「法」という。）附則第9条の規定により使用する教科用図書については、選定の理由を添えてあらかじめ学長に届け出なければならない。

(教材の選定と使用の届出)

第16条 校長は、学校教育活動において使用する教科書以外の教材教具（以下「教材」という。）を選定するときは、その教育的価値と経済的な負担とを考慮して慎重に選定しなければならない。

2 校長は、前項に定める教材を、学年又は学級の全員若しくは特定の集団全員に使用させようとするときは、第7号様式によりあらかじめ学長に届け出なければならない。

(成績判定)

第17条 生徒の成績判定は、担任教員が行った評価その他の資料及びその意見に基づき、学習指導要領に示されている目標を基準として、校長が行う。

(単位の修得)

第18条 校長は、生徒が教育課程に従って、教科・科目、総合的な探究の時間（以下、「教科・科目等」という。）を履修し、その成果が教科・科目等の目標から見て満足できると認められたときは、当該学年の学年末において、その教科・科目等について所定の単位を修得したことを認定しなければならない。ただし、特に必要があると認める場合には、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる。

2 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が校長の定めるところにより他の高等学校において、一部の科目の単位を修得したときは、当該修得した単位数を附属高校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

- 3 校長は、教育上有益と認めるときは、次に掲げる学修を附属高校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。
- (1) 大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程における学修その他の教育施設等における学修で文部科学大臣が定めるもの
 - (2) 知識及び技能に関する審査で文部科学大臣が定めるものに係る学修
 - (3) ボランティア活動その他の継続的に行われる活動（附属高校の教育活動として行われるものを除く。）に係る学修で文部科学大臣が定めるもの
- 4 前2項の規定に基づき加え又は与えることができる単位数の合計は、省令第99条に規定する範囲内とする。

(原級留置)

第19条 校長は、生徒が学校の定める各学年の教育課程を満足以履修したと認められないときは、当該生徒を原級に留めおくことができる。

第4章 生徒

(感染症、集団的な疾病の報告)

第20条 学校又はその附近に感染症が発生したときは、校長は、第8号様式に学校医又は保健所長の意見を添えて、速やかに学長に報告しなければならない。

- 2 生徒又は職員に集団的な疾病が発生したときは、校長は、第9号様式により速やかに学長に報告しなければならない。

(事故等の報告)

第21条 生徒又は職員に傷害、死亡その他事故が発生したときは、校長は、第10号様式により速やかに学長に報告しなければならない。

(出欠席報告)

第22条 校長は、第11号様式による生徒出欠席状況報告書を作成し、9月及び3月の末日から10日以内に学長に報告しなければならない。

(表彰)

第23条 校長は、学業、人物、その他の事項について、優秀な生徒を表彰することができる。

(懲戒)

第24条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることができる。

- 2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は校長が行う。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対して行うことができる。
- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者
- 4 この規程で定めるもののほか、懲戒処分の手続については校長が定める。
- 5 校長は、第2項の処分（訓告を除く。）を行ったときは、第12号様式により、速やかに学長に報告しなければならない。

(入学者の選抜及び入学の許可)

第25条 校長は、入学者の選抜を行い、入学を許可するものとする。

- 2 入学者の選抜について必要な事項は、校長が定める。
- 3 第1学年に入学を許可する時期は、4月1日とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(編入学)

第26条 附属高校の第1学年の途中又は第2学年以上に編入学できる者は、相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められる者とする。

- 2 編入学することを志願する者は、保護者と連署した編入学願（第13号様式）その他必要な書類を校長に提出しなければならない。
- 3 校長は、第1項による認定を行うに当たっては、当該学年に在学する者に相当する程度の学力検査等を行わなければならない。
- 4 校長は、第1項の規定について認められた者について、教育上支障がない場合には、編入学を許可することができる。

(休学と復学)

第27条 生徒が疾病その他の事由により休学しようとするときは、保護者と連署した休学願（第14号様式）とその事情を証する書類を校長に提出し、許可を受けなければならない。

- 2 校長は、生徒が疾病その他やむを得ない理由のため修学が困難であると認めるときは、3月以上1年以内の期間で休学を許可することができる。ただし、校長が必要と認めるときは、その期間を延長することができる。
- 3 休学中の生徒が復学しようとするときは、保護者と連署した復学願（第15号様式）とその理由を証する書類を校長に提出し、許可を受けなければならない。

(退学と再入学)

第28条 生徒が退学しようとするときは、保護者と連署した退学願（第16号様式）を校長に提出し、許可を受けなければならない。

- 2 退学した者が、第2学年以上で再入学を希望するときは、校長は退学後2年以内で特別の理由があると認めるときに限り、退学時の学年への再入学を許可することができる。
- 3 再入学しようとする者は、保護者と連署した再入学願（第17号様式）を校長に提出しなければならない。

(留学)

第29条 生徒が外国の高等学校に留学しようとするときは、保護者と連署した留学願（第18号様式）を校長に提出し、許可を受けなければならない。

- 2 校長は、教育上有益と認める場合には、前項の規定による留学を許可することができる。
- 3 校長は、第2項の規定により留学を許可された生徒について、外国の高等学校における履修を附属高校における履修とみなし、36単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。
- 4 校長は、前項の規定により単位の修得を認定された生徒については、学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

(転学)

第30条 他の高等学校に転学しようとする生徒は、保護者と連署した転学願（第19号様式）を校長に提出しなければならない。

- 2 校長は、前項の規定により転学願を受理したときは、生徒の在学証明書その他必要な書類を転学先の校長に送付しなければならない。
- 3 校長は、他の高等学校の校長から前項に規定する書類の送付を受けたときは、入学しようとする学年に在学する生徒と同等以上の学力があると認められた者について、教育上支障がない場合、転学を許可できる。
- 4 校長は、転学を許可したときは、その旨を速やかに生徒の在籍校の校長に通知しなければならない。

(出席停止)

第31条 校長は、感染症にかかり又はそのおそれのある生徒に対し、学校医又は保健所長の意見を聴いて、出席停止を命ずることができる。

- 2 校長は、前項の出席停止を命じたときは、速やかに学長に報告しなければならない。

第5章 授業料等

(授業料等の徴収)

第32条 授業料及び入学料並びに入学考査料の額及び納付方法等については、公立大学法人奈良県立大学料金規程の定めるところによる。

(授業料滞納者に対する処置)

第33条 校長は、長期にわたり授業料を滞納する生徒に対して出席停止又は退学を命ずることができる。

(誓約書)

第34条 校長は、生徒の入学を許可したときは第20号様式及び第21号様式による誓約書を提出させなければならない。

- 2 校長は、保証人が適当でないとき、これを変更させることができる。

第6章 職員

(職員)

第35条 附属高校に、次に掲げる職員を置く。

- (1) 校長
 - (2) 教頭
 - (3) 教諭
 - (4) 養護教諭
 - (5) 実習助手
 - (6) 事務長及び事務職員
- 2 前項のほか、附属高校に、主幹教諭を置くことができる。
 - 3 第1項第2号から第5号及び前項の主幹教諭を「附属高校教員」という。
 - 4 第1項第2号から第6号及び第2項の主幹教諭を「附属高校教職員」という。
 - 5 第1項第6号の事務長は、事務職員をもってこれに充てる。

(職員の職務)

第36条 校長は、校務をつかさどり、附属高校教職員を監督する。

- 2 教頭は、校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じて生徒の教育をつかさどる。
- 3 教頭は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。
- 4 主幹教諭は、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。
- 5 教諭は、生徒の教育をつかさどるとともに、本学の行う教育・研究に協力する。
- 6 養護教諭は、生徒の養護をつかさどるとともに、本学の行う教育・研究に協力する。
- 7 実習助手は、実験又は実習について、教諭の職務を助ける。
- 8 事務長は、校長の監督を受け、庶務、会計その他の事務を総括する。
- 9 事務職員は、校長の監督を受け、附属高校の事務に従事する。

(主任・主事)

第37条 校長は、附属高校に、教務主任、学年主任、進路指導主事、生徒指導主事及び保健主事を置く。また、学校の実情に照らし必要があると認めるときは、研究開発主任を置くことができる。

- 2 前項の主任及び主事を「主任等」という。
- 3 主任等は、附属高校の当該事項に関する計画立案、連絡調整及び助言をつかさどる。
- 4 主任等は、附属高校の教頭、主幹教諭、教諭又は養護教諭をもって充てる。
- 5 主任等は、校長が命じ、学長に報告しなければならない。
- 6 主任等は、兼ねることができる。

(司書教諭及び学校司書)

第38条 学校図書館の専門的職務をつかさどり、学校の教育課程の展開に寄与するため、附属高校に司書教諭を置く。

- 2 司書教諭は、主幹教諭又は教諭であって司書教諭の講習を修了した者とし、校長が命じ、学長に報告するものとする。
- 3 学校図書館の運営の改善及び向上を図り、生徒及び教員の利用促進に資するため、附属高校に専ら学校図書館の職務に従事する職員（以下「学校司書」という。）を置く。
- 4 学校司書の資質を向上するため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 5 司書教諭と学校司書は、協力して学校教育の充実に努めるものとする。

(学校医等)

第39条 附属高校に、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）を置く。

- 2 学校医等は、附属高校における保健管理に関する専門的事項に関し技術及び指導に従事する。
- 3 学校医等は、校長が委嘱する。
- 4 校長は、前項の規定により学校医等を委嘱したときは、速やかに学長に報告しなければならない。

(教員の人事)

第40条 校長及び附属高校教員の選考は、公立大学法人奈良県立大学附属高等学校教員採用規程等に基づき学長が行う。

(教員の研修)

第41条 校長は、附属高校教員に係る体系的な研修計画を策定するとともに、その実施に当たるものとする。

2 その他、附属高校教員の研修に関し必要な事項は、就業規則に定めるところによる。

(職員会議)

第42条 校長の職務の円滑な執行に資するため、附属高校に職員会議を置く。

2 職員会議は、校長が招集し主宰する。

3 職員会議においては、次に掲げる事項を取り扱う。

(1) 学校の教育方針、教育目標及び教育計画、教育課題への対応等について共通理解を図ること。

(2) 校長と附属高校教職員間の意思疎通及び伝達、連絡を図ること。

第7章 学校評議員及び学校評価

(学校評議員)

第43条 附属高校に、学校評議員を置くことができる。

2 学校評議員は、校長の求めに応じ、附属高校の運営に関し、意見を述べ、助言を行うものとする。

3 学校評議員は、附属高校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長が委嘱するものとする。

4 校長は、前項の規定により学校評議員を委嘱したときは、速やかに学長に報告しなければならない。

5 学校評議員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、又同様とする。

6 前5項に定めるもののほか、学校評議員に関し必要な事項は、別に定める。

(学校目標・計画及び学校評価)

第44条 校長は、法人の中期目標及び中期計画に基づき、附属高校に関する当該項目について年度計画を立て、年度末に実績評価を行い、学長に報告するものとする。

2 校長は、附属高校における教育目標・計画を策定し、学長に報告するものとする。

3 校長は、当該年度終了後速やかに、教育目標・計画の達成状況並びにその他の高校運営の状況について、自己評価を行い、関係者による評価を実施するとともに、問題点の改善のための方策等を学長に報告するものとする。

4 前3項に定めるもののほか、教育目標・計画及び学校評価に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 施設及び設備等の管理

(予算の配分、編成及び執行等)

第45条 校長は、教育課程の実施、その他学校運営を効果的に実施するため、当該年度に配分された予算の編成を行うとともにその執行計画を策定し、適正な予算執行に当たらなければならない。

(施設及び設備の管理)

第46条 校長は、附属高校の施設及び設備を管理し、その整備保全に努めなければならない。

- 2 校長は、奈良県立大学（以下、「大学」という。）の教職員又は学生から研究等の目的のために、学校施設・設備の一時使用の申し出があった場合において、教育上支障がない場合は、これを許可することができる。
- 3 校長は、学術団体又は地域の公共団体から、研究等の目的のために、学校施設・設備の一時使用の申し出があった場合において、教育上支障がない場合は、これを許可することができる。

（寄付の受納）

第47条 校長は、金品又は物件の寄付の願い出があったときは、あらかじめ学長に協議しなければならない。

（危機管理）

第48条 校長は、附属高校において、災害、事件、事故及び情報漏洩等の緊急事態が発生した場合は、直ちに対応しなければならない。

- 2 校長は、前項の事態に備え、附属高校における危機管理マニュアルを策定し、学長に届け出るとともに、必要な改善に努めなければならない。

（衛生管理）

第49条 校長は、附属高校における安全管理、衛生管理に係る体制を整備し、生徒の衛生管理に努めるとともに、衛生教育を実施するものとする。

（警備及び防災等）

第50条 校長は、附属高校における生徒の安全確保、警備及び防災に係る体制を整備し、警備及び防災等に係る計画を策定し、学長に届け出るとともに、必要な改善に努めなければならない。

（情報管理）

第51条 校長は、別に定める附属高校における情報セキュリティポリシー及びプライバシーポリシーに基づき、附属高校の情報資産を管理し、脅威から守り、同時にその活用に努めるとともに、生徒に対する情報教育を実施する。

- 2 校長は、前項の目的を達成するため、その具体的な体制及び実施手順を策定し、学長に届け出るとともに、必要な改善に努めなければならない。

第9章 大学との協力

（大学等との協力）

第52条 附属高校は、大学及び関係機関と連携しつつ、教育・研究上の課題及び管理運営上の課題に対し、相互協力を図る。

- 2 大学と附属高校の連携にかかる教育上必要な事柄に関しては、別に定める。

第10章 校則及び補則

（校則等）

第53条 校長は、この規程のほか、法令並びに法人及び大学の規程の範囲内において、附属高校の学校運営に関し、校則等必要な細則を定める。

- 2 校長は、前項の校則等を定め又は変更するときは、学長に届け出なければならない。
- 3 校長は、校則に基づく重要な学務事項について、毎学年学長に届け出るものとする。

(補則)

第54条 この規程に定めるもののほか、附属高校の管理運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。